

古代の戸籍

— 日本古代戸籍の源流をさぐる —

はじめに

わが国の古代において中国文化がどのように受容され、変容されたか、本稿では古代の戸籍や戸籍制度を通してみてみたいと思う。わが国の戸籍の制度は中国から直移入されたものか、当時の朝鮮からの帰化人の手を経て入ってきたものか、不明であるといわれる¹⁾。

本稿ではそれについての考察の便をはかるため古代における中国、朝鮮、日本の戸籍や戸籍制度について、その歴史や内容を調べ、比較検討することによって、その流れを探ってみたいと思う。

本稿は「戸籍時報」に連載中の平田耿二氏の彫大な²⁾「古代の戸籍」から抄出、要約し、本報告の紙幅が許される範囲で私なりにまとめ、古代の戸籍について、解説するものである。なお、これまでの拙稿³⁾や拙著で古代戸籍について述べた面については再掲しない。

* 「古代の戸籍」は、本稿執筆時の平成二年八月現在、(一)報二六八頁に及び連載中。その構成については本稿の終りに掲げる。

一、古代中国

(家政学教室)

久武綾子

広大な領土に常に億を超す世界最大の人口を擁してきた中国では人頭税が国家財政の基盤であった唐末までの古代において、戸籍制度が、中央集権的官僚機構によって常に整備しつづけてきた。それはエジプトやメソポタミア文明に比べると驚嘆に価するものである⁴⁾。

1、中国戸籍の源流

戸籍が中国に古くから存在したことを伝えているのは、周公(周の有能な政治家)の制定と伝えられる『周礼』である。『周礼』に「版」という一種の戸籍が出てくるのが文献の上で最も古いものとされている。すなわち、生まれて齒が生え揃った男女を「版」に登録した⁴⁾というのである。しかし、周代のものは残っておらず、戸籍が公定の戸籍制度として恒常的に作成されたとは考えられない⁵⁾、といわれる。

2、古代戸籍制度の成立

(a) 戦国・秦代の戸籍

『史記』は、巻六の始皇本紀卷末の「秦記」に献公一〇年（前三七五）のこととして「戸籍を為り、五軒組（相互検査の隣保組織）を整えた」（為三戸籍一相伍）という記事を載せているが、これが中国史上、文献に現れた戸籍の語の初見である。戦国列強は競って国勢調査を実施し、各種の統計を作ったが、その基礎となったのが戸籍である。

一九七五年、湖北省江陵地区にある雲夢県睡虎地の十一号秦墓の棺から発見された竹簡のなかに、爰書（訴訟文書）が含まれており、そこには秦の戸口（家族）把握と資産登録の内容が記されている。

この爰書の書式によって秦の戸籍の戸口排列が戸主・妻・子・奴婢の順であり、子は男↓女の順ではなく年齢順で、その年齢は実際の年齢ではなく、身長によって大・小に区分していたことがわかる。

ほかの爰書によると、男子の逃亡には詳しい注記がなされ、そのことから戸籍が単なる戸口調査台帳から、租税台帳や資産調査台帳を兼ねた総合的な民政の基本台帳として機能しはじめているのがわかる。その後、戸籍は戸口と土地の台帳としての「戸籍」と、租税の台帳である「計帳」に分化し、この二つの原簿にもとづいて種々の付属台帳が作成されるようになる。このような人民掌握は県・里という行政組織を通じて実現されたが、そこには厳しい罰則が設けられていた。

なお『史記』の始皇本紀に記されている始皇十六年（前二四〇）の記事によると、「はじめて、戸籍に男子の年を記載させた」とあり、秦で戸籍が作られるようになってから百数十年の後、男子の年齢登録をはじめて義務づけられ、また始皇三十一年（前二一六）には土地の自己申告制が始まり、人と土地の台帳という戸籍の基本的性格が

出揃った。

(b) 漢代の戸籍

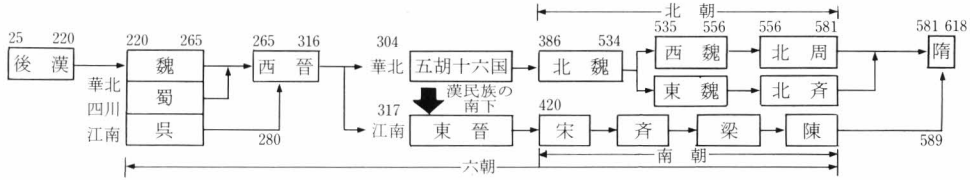
漢の戸籍制度では、毎年八月、人民を一人残らず県城に召集して首実験を行う案比という戸口調査によって戸籍が作成された。案比の後、算人とよばれる人头税を賦課する作業が進められ、戸籍をもとに種々の帳簿が整えられた。漢代は銭貨の流通の最も発達した時代で、貨幣による財産税収取のために各人の資産評価が行われ、そのため付属帳簿群の作成が不可欠となり戸籍は純粹に名籍として作成された。その頃から紙が利用され始めたが一般にはまだ簡牘が用いられていた。

一九七三年に、湖北省江陵鳳凰山十号漢墓から発掘された漢代の簡牘（竹・木の木簡）の中に戸籍から作成した付属帳簿も含まれていた。これら前漢出土の竹簡によると、子列の記載順位は男女の別なく年齢順に記載されていた。戸口記載を主とした前漢時代の戸籍制度は、秦のそれを継承し、さらに資産の登録評価の実施等、人民の掌握を強力に実現し、古代中国の人民支配の基礎は前漢の時代に固められた。

3、古代戸籍制度の変質

二二〇年、後漢の滅亡後、魏・蜀・呉の三国時代が始まったが呉が滅され西晋が建てられるが、その西晋も滅され江南にいた晋の一族が東晋を建てる。後漢末以来、北方の異民族は十六の短命な国家が興亡したのでこの時代を五胡十六国時代というがこの中に後述の西涼が含まれる、これら古代中国史は複雑なので図11を掲げ、理解の便をはかりたい。図11中、北魏以後の王朝を北朝という。晋が滅びると漢民族は江南に逃れ、以後、江南には宋・齊・梁・陳の南朝ができる。南朝と北朝が対立した約一五〇年を南北朝時代と

図一 1 古代中国史（後漢～隋）



出所 「戸籍時報」350号 30頁

いう。江南では三国時代の呉以来六つの王朝が交替したので六朝という。以上のように漢帝国の滅亡後、魏・晋・南北朝の分裂時代を迎え、古代戸籍制度は変容していく。そこで、

(a) 漢民族の魏・晋・南朝の時代 (b) 北方民族の進出によって混乱した華北の五胡十六国時代 (c) 華北に展開した北朝時代、の三つに分けて古代戸籍制度の変質を概観しよう。

戸籍 (a) 魏・晋・南朝（三国・六朝）の

○魏 魏の時代になると豪族は大土地を所有し、身分制による貴族階級の支配を社会全体に徹底させるようになった。このため士族と庶民との身分格差が広がり、偽籍による士族身分の獲得が行われるようになったが、当時の戸籍は現存しないので、文献によって明らかにするしかない。

○西晋

晋の民法に当たる晋令の規定によると、「郡・国の諸戸口の黄籍は、皆一尺二寸の札を用いよ」とあり、戸籍の書写材料として三〇センチ弱の木札＝木

簡を用いていたことがわかる。西晋でも土籍にはすでに紙を用いているから、黄籍すなわち庶民の籍が木簡を用いた戸籍の最後であろう。

○東晋・南朝

本籍に居住する正式の戸籍はすべて黄籍（後漢において紙が発明されて以来、人民の民籍は防虫効果のある黄蘗で染めた紙を用いるよう定められたらしいので黄籍という）とし、華北からの南遷者には白紙を用いる（白籍という）よう定められた。東晋・南朝の戸籍に關係する秦文（上申書）をみると、次のようなことが明らかとなる。①紙が一般に使われるようになり、戸籍に朱筆の書き込みが加えられるようになった。②紙の継目に、戸籍名（行政上の所属）などの注記がなされるようになった。③士族の籍では、父・祖父・曾祖父からの任官記事が重要な記載事項とされ、戸籍にその時の詔の日付が注記され、その籍注が身分特権の根拠とされるようになった。④戸籍は三年に一度作られるようになった。

このようなことは、いずれも現存する唐代の戸籍に共通するところが多く、唐制への連続制が研究者によって指摘されている。

東晋・南朝になると租税は戸調という戸を単位とする課税が主流となるので、戸籍の機能が漢代の人頭税による個人人身支配が後退し、身分台帳としての性格が押し出されて古代戸籍制度がかなり変わる。すなわち東晋では太元年間（三七六～三九六）に士族の系譜七一二巻を完成させているが、これは貴族制の発展が頂点に達したことを物語り、南朝では数十年から百年・二百年前の戸籍が保存され検籍などに使用されていたことは、身分制を強く意識した時代であることを示唆する。

このように身分を公的に証明するものとして戸籍が支配権力に重

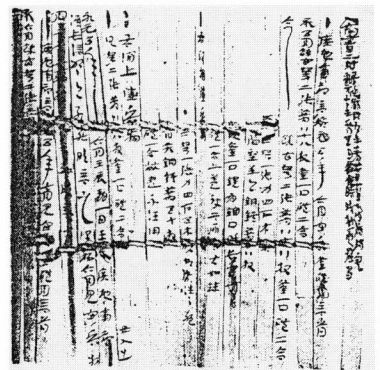
図一 2 敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里戸籍 (断簡)

敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里散呂沾年五十六		妻趙年卅三		息男元年十七		元男弟騰年七本名臘		臘女妹華年二		建初十二年正月籍		居趙羽騰		凡口五		女口二		小男〇〇		丁男〇〇	
敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里兵呂德年卅五		唐妻年卅一		息男嬰年十七						建初十二年正月籍		居趙羽騰		凡口六		女口二		小男二		丁男二	
敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里大府吏隨萬年五十		妻曹年五十		息男壽年廿四		壽妻趙年廿五		姉皇年七十四附籍		建初十二年正月籍		居趙羽騰		凡口五		女口三		丁男二		凡男二	

出所 「戸籍時報」 351号 27頁

傍線 平田 耿二氏

図一 3 居廷広地南部候長見官兵釜 磴月言簿 漠の永元五 (九三年) (木簡帳簿)



出所 (池田温『中国古代籍帳研究』305頁)

視されたということ
 は、一方で戸籍の作
 偽を生じさせる結果
 となった。その実態
 は戸籍に注記する爵
 位や士の身分を書き
 替えることであった。
 (b) 十六国の戸籍
 五胡十六国の時代
 は、中国史上、最も

政権が不安定で相つぐ戦乱によって国家が長期存立しなかったが、
 それにもかかわらず、各国は人民支配の原簿である戸籍を作成して
 統治の貫徹をはかろうとした。¹⁵⁾

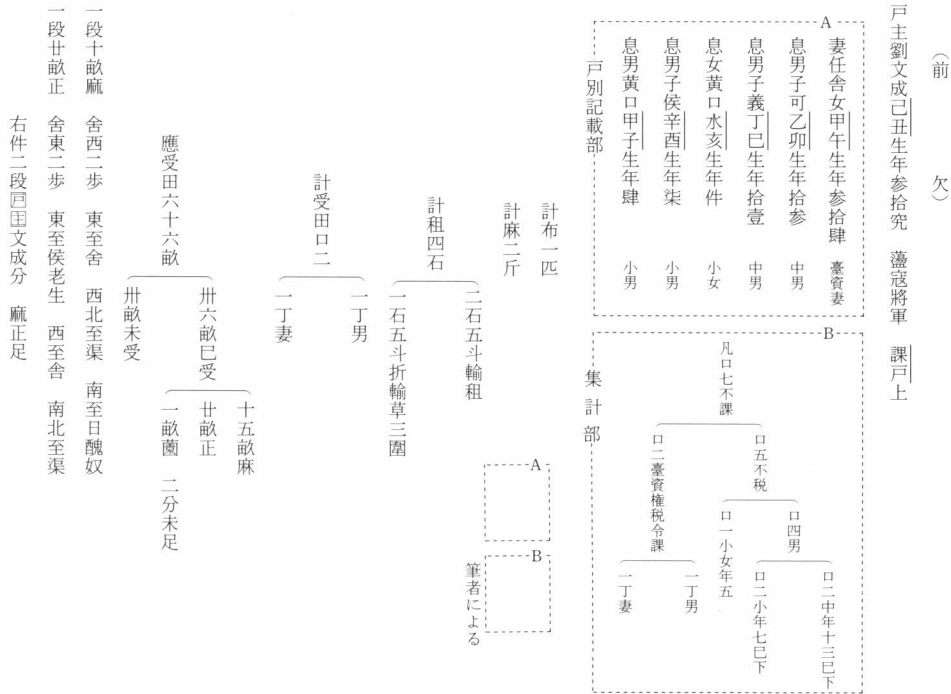
十六国の時代の戸籍制度がどうであったか正史では確認できない
 が、そのころの戸籍の原本が発見されており、ある程度その内容を
 類推することができる。その戸籍原本というものは、紙に書かれた中国
 最古の現存する戸籍として著名なスタイン探検隊によって敦煌で発
 見された西涼の建初十二年(四一六)の戸籍断簡(切り離されてパ
 ラバラになった文書)をいい、現在、大英博物館に所蔵されている。¹⁶⁾

○西涼戸籍

西涼戸籍は、一九一五年にライオネル・ジャイルズ(Lionel Giles)
 によって紹介されて以来、世界の学者の注目するところとなった。
 日本でも中国古代史の学者が論文を発表しているが、次に西涼籍を
 掲げる。

西涼籍を見ると、戸口の続柄表記は、前の行に書かれた家族との
 関係を記載している。¹⁷⁾それは、西晋以前の庶民の戸籍が木簡によっ

図一4 西魏（北朝）大統13年（547）計帳（＝戸籍）



出所 「戸籍時報」352号 35頁 より

て作成されていたが、木簡戸籍が各戸口の名籍を紐で連結して作られ紐が切れてバラバラになったり、順序が違っていた場合に紐を解いて並べ変えたりするとき原型に復しやすいうちに木簡一枚一枚に直前の札との関係を記載しておくことが必要であったと考えられる。木簡戸籍が外見上、どういふものであったか、参考のために四頁に図1-3を掲げておいた。

四頁図1-2でみられるように西涼の戸籍に木簡戸籍の記載書式がそのまま適用されているということは、各戸が木の札に書いて提出した木簡の家族調書（これを手実¹⁹という）を地方官衙が改めて紙に清書したことを示している。なお西涼戸籍の原本写真をみると、いづれも一筆で書かれているから、この推測は充分成立するといわれる。¹⁹

なお西涼戸籍は、敦煌という辺境の地における籍であるので、この戸籍を当代の一般民籍と簡単に同一視することはできないよう¹⁹だ。

(c) 北朝の戸籍

五胡十六国時代の乱世の後、四三九年には北魏が華北平原を統一した。北魏では均田制と三長制²⁰をしいたが、いづれも戸籍制度と密接な関連をもつ制度であった。この二つの制度は、隋・唐の国家支配体制の母胎となったものであり、古代中国史上、特筆すべき制度となった。²⁰

*三長制……五家ごとに隣長、五隣（二五家）ごとに里長、五里（二五家）ごとに党長を置く制度であり、一定戸数の均質な行政単位を設定する制度。²¹

この戸数単位に長を任命して人民支配を貫徹しようとした北朝の地方行政制度は、北方遊牧民の組織原理を周代以来の漢族の行政制

度と結合させたものであり、中国史上、きわめて特異な制度である。⁽²¹⁾

○西魏の計帳様文書

北朝時代の戸籍は、敦煌文書のなかから発見された。⁽²²⁾それは計帳様文書といわれるもので、厳密に言えば戸籍ではないが、計帳というのは戸籍によって作成した租税徴収の台帳であり、戸籍の作成されない年には最近の戸籍の役割を果たすので実質的には戸籍と同じものと考えてよい公文書である。全長六メートル余、計十七紙よりなり、約七〇〇行の記載事項のある本文書は、山本達郎氏らの研究によって西魏朝の大統十三年（五四七）の敦煌地方の計帳、もしくは戸籍であることがほぼ確定している。⁽²³⁾前頁にその一部の積文を図1-4として掲げた。

本文書は、内容によって戸別記載（A）と集計記載（B）からなっていることがわかるがこのAとBについては諸説ある。AとBは異筆であるが、AとBの間には内容的に密接な関連があるようである。戸別の戸口記載の様式は、現存する唐代の戸籍によく似た書式となっており、隋・唐の完成した戸籍記載様式の直接の祖形であったことを示している。図1-4をみると、戸口記載（A）の下方余白に男女丁中別の集計を記し、さらに公課、土地の給付額（B）が記されているのがわかる。この男女丁中別の集計は唐の戸籍にはなく、現存する日本の古代戸籍に、この形式が受けつがれている。したがって、日本律令の編目の構成から日本古代の律令制国家の祖形を隋・唐の国制に求めるといえるのは、法律の編纂論としては成立するであろうが、現実の制度の運用という面から検討していくと、隋・唐よりも古い中国の制度がすでに日本に導入されていることが、このことによっても示唆される。

なお、図1-4の二行目の「課戸上」というのは、各戸の資産によっ

て上・中・下に区分し、累進課税の基準にするという戸等制が敷かれているのを示す。わが国でも大化改新の後の天武四年（六七五）に、貧富によって戸を三等に分ける等戸制が実施されており、日本の古代戸籍の源流を探る上で、北朝の等戸制は大変参考になる資料である。⁽²⁵⁾

戸口の年齢表記に、それぞれ干支を明記しているが、これは唐代の戸籍には記されていないから北朝戸籍の特色といつてよいであろうが、日本の古代戸籍に記された人名に、生まれ年の干支の一つをとって付けた名前がきわめて多く、日本古代の戸籍制度が北朝の戸籍制度の影響を強く受けていることを暗示しているように思われるといわれる。⁽²⁶⁾

戸口の続柄表記は一行一口（一人）とし、それぞれ戸主との続柄を記すという戸籍本来の書式がとられており、前述、西涼戸籍における木簡による戸籍作成の痕跡はまったく消え去っている。⁽²⁶⁾

また西魏籍の集計部（B）の分析をみると、敦煌という僻地の村落において戸口はもとより牛から田畠まで登載して、戸等によって租を累進課税するとともに丁男、丁妻を主対象に均等の公課を賦課し、すべての丁男を課役に徴発する組織ができ上っていたことがわかる。⁽²⁵⁾

文献上、計帳は、西魏の蘇綽が時の官僚たちに計帳と戸籍に関する法律を習得するよう命じたと伝えられるのが初見であるが、『周書』卷二三蘇綽伝（「籍」「簿」といふのは、秦漢以来用いられてきた竹簡木簡文書の呼称であったが、北朝になってはじめて計帳といふ「帳」が公文書の名称として現れる。⁽²⁷⁾

○東魏と北齊の戸籍制度

東魏と北齊は、北魏とともに隋・唐の諸制度の直接の祖形となっ

た王朝でありながら、戸籍や計帳が残存していないため戸籍制度の具体的内容は、殆んど明らかにされていない²⁷⁾。飢饉と内乱によって北魏の末期に戸籍制度が乱れたため、その後をうけた東魏・北齊朝では大規模な戸籍の再編強化を行い（これを括戸という）武定年間（五四三～四九）には戸籍制度が浸透していた山東・河北地域で六〇万戸以上の逃戸を検括した²⁷⁾。戸籍が重視され、計帳によって賦課が徹底して実施されるようになると、偽籍もまた頻繁に行われるようになった²⁷⁾。

4、古代戸籍制度の完成

(a) 隋代の戸籍制度

北周（北朝）の外戚からでた隋の文帝は、南朝の陳を倒して五八九年、南北に分裂していた中国を統一し、大土地所有を制限する均田制を実施するとともに租・庸・調制（租税制）と府兵制（徴兵制）や試験によって広く人材を求める科擧の制を実施するなど国家権力の強化に成功した²⁸⁾。しかし大土木事業や遠征と重税に悩まされた民衆は、各地で反乱をおこし六一八年、統一後三〇年たらずに隋は滅んだ²⁸⁾。

このように隋はあえなく姿を消したが、開皇律令に定められた国制の基本はその後唐律令に受け継がれていくので、中国古代の戸籍制度も隋代にほぼ完成したものと思われるが律令の逸文（部分的に残った条文）すら現存せず、戸籍制度の内容明らかにすることはできない²⁸⁾。

(b) 唐代の戸籍制度

六一八年、唐は隋を倒して長安を都とした。唐二代目の太宗が中国を統一し律令体制を完備した。田制は北魏以来の均田法にならった班田制がたてられ、租・庸・調・雜徭の制が定められた²⁹⁾。

現存する古代戸籍の大部分は唐代のものであり、戸籍制度関係法令の遺存も殆んどがこの唐代に限られているため唐代の戸籍の研究は、以前の時代にくらべてはるかに詳しい研究がなされているという²⁹⁾。

戸籍に関する基本法規は『律令』の「戸令」に規定されており、その後、格（詔勅）によって随時改訂が加えられ、関係細則（文書の書式や施行細則）は「戸部式」「計帳式」に規定されていた。しかし、唐代に数次にわたって編纂施行された令・格・式はまとまった形では残っておらず、戸令の逸文と、いくつかの戸籍に関する格が知られているに過ぎない。幸い、唐律令を体系的に継受した日本の『養老律令』と日本政府の律令解説書である『令義解』が残っており、日本が意識的に改訂した箇所は全体的にみるときわめて少ないので、それらは唐の戸籍法を知るよりどころとなっている³⁰⁾。さらに奈良、平安時代の明法博士（法律学者）たちによる日本律令と唐律令の比較研究の書である『令集解』（九世紀後半の成立）が編纂されて今日に伝えられているため、これら日本律令書による画期的な唐令復原が仁井田陞氏によって達成され、その著『唐令拾遺』は唐代史研究に重大な貢献をしているが、その後の復原追加も入れて、次に唐代の戸籍制度を要約しておく。

(1) 手実と手実計帳

戸籍は三年ごとに作成されるが、その基礎資料となるのが毎年造られる戸別の「手実」（戸口調査書）と、その手実を行政区ごとにまとめた「手実計帳」である。唐令の計帳に関する条文は残存が少ないので詳しいことは分かっているが関係史料から次のように復原される³⁰⁾。

里正は毎年はじめに戸主みずから作成した戸口と田宅を申告した

手実を集め、これを県において浄書する。これが「郷帳」ともよばれる手実計帳であり、三年分の手実計帳によって新戸籍を作成する。³⁰手実は吐魯番のアスターナ古墳から発掘されたもの二種と敦煌から発見されたもの一種が現存している。³⁰現存の吐魯番の手実計帳のうち載初元年（六九〇）のものは十一戸分が貼り継がれているが各手実に書式や用字の統一性が認められないため、戸主の提出した手実をそのまま転写したことを物語っており、³⁰そのことから郷帳は各戸が提出した手実を地方官の判断を入れずに忠実に転写する定めであったことが推定できよう。しかし、古代中国において、すべての庶民が字を書けたとは到底考えられず、大なり小なり地方役人が代筆したものと思われる。³¹

戸籍は三通を作成し、一通は尚書省民（戸）部に、州・県に各一通を保存した。戸籍の保存は、州・県では五比（五回分―一五年）、手実計帳も五比（五年）となっていた。³²前述の吐魯番文書によると、籍帳を保管する籍坊や籍庫が設けられていた。戸籍は造籍の際の重要資料となっただけでなく、身分訴訟や身分の確認、土地の証文にも活用された。³²

造籍に必要な紙・筆・軸帙などの費用は各戸の負担で、毎年造る計帳用に一戸当り一錢（開元通宝一枚）、三年ごとの戸籍は、一人当り一錢を徴収し、その籍銭は中央に送られ帳銭は県で消費したのである。³²

(2) 戸籍の書式と記載事項

戸籍の書式は、西魏の戸籍（図―4）と基本的には同じであり、戸口・公課・田地の順に記載されている。³²ただ、細かく検討してみると、年代や地域によって違いがあるようで、年代的变化のなかで最も大きなのは、公課に関する記事が次第に簡略化され、天宝（七

四〇年代）以後は消滅したことである。それは税を徴収するために籍帳以外の帳簿が整備されたことを示している。³²

唐代の戸等制は、まず上・中・下の三等戸が設定され、貞観九年（六三五）に上から下までの九等戸に改められて以後唐末まで行われた。累進課税のため戸の等級を設定したので、戸等を低く認定させようとする人民側と県側との激しいかけひきが展開された。³³

県令（県の長官）による貌定（首実検）の対象となるのは、五九・三疾・丁中である。五九とは一九・四九・五九・七九・八九の五つの年齢に達した者をいい、五九のうち、一九歳は二一歳で丁に編入するための準備として、四九歳は五〇歳から負担が変わるため、五九歳は六〇歳で老の年齢に入るため、七九歳・八七歳はそれぞれ八〇・九〇歳から支給される待丁（介助人）の人数が変わるため、首実検で年齢を確認するのである。三疾とは身体障害の度合で、残疾・廢疾・篤疾の三つに分けて認定する。丁中とは戸内の租税を負担する成人男子の人数の確認である。³³なお、唐代の戸籍が敦煌戸籍残簡にみられるが、唐の天宝六年（七四七）以降のものは、日本の古代戸籍より年代が後なので掲載は省く。

二、古代朝鮮の戸籍制度

古代朝鮮にいつどのようにして国家が生まれ、人民をいかに支配したかという朝鮮古代史については現存する史料がきわめて少ないため不明の部分が多いといわなければならない。³⁵したがって古代朝鮮の戸籍制度についても研究が進んでいないとはいえない状況にある。³⁵しかし、古代朝鮮の戸籍制度に関しては、日本の東大寺正倉院に八世紀半ばの統一新羅の民政文書の断片が残っており、制度の内容をある程度知ることができる。この統一新羅（三国時代の一國

であった時期と区別してこう呼ぶ)の民政文書は、浜中昇氏によって下された結論が日本の朝鮮史学界の最新の研究成果ということになる⁽³⁶⁾。それによると本文書は、従来考えられてきたような大帳様文書(租税台帳である計帳を州・郡・県という行政単位で集計した目録帳簿)でもなければ計帳を作成するための基礎資料でもなく、単なる村落の概況に関する調査報告書であり、国家の一般的政策立案の基礎資料として作成されたものである⁽³⁶⁾というのである。したがって、本稿では統一新羅文書については紹介にとどめこれ以上論及しない。

三、日本古代戸籍の源流

大化改新以前、大和地方(奈良県)に発生した大和政権が全国を統一し、強力な大和国家をきずいた時代であるが、大和政権は発達した文字文化をもたなかったため、そのほとんどがわかっていない⁽³⁷⁾。したがって大化前代の歴史は、大化改新以後の一応確かな文献史料(主に『日本書紀』)に足場をおいて、そこから逆⁽³⁸⁾に年代をさかのぼって考察をすめるとというのが基本的な方法である。

(1) 大化前代に戸籍は作成されたか？

編戸の史料(改新の詔の第四条)⁽³⁸⁾によると、大化前代に三〇戸を単位とする村落の編成が一部の地方ですでに実施されていたことは間違いないから、大化以前に戸籍が作成されていたことが認められる。それでは、いつ、どのような地域を対象として戸籍がはじめられたか、それは『日本書紀』の欽明天皇紀に記されている記事からある程度推測することができる。年代順にあげてみると、

① 欽明元年八月条：この月、高麗・百濟・新羅・任那の四カ国が揃って朝貢してきた。このとき帰化した秦人・漢人を国内の国郡に

安置し、「戸籍」に編貫した。秦人の戸数は総計七〇五三戸におよび、大蔵掾秦大津父をもって、その伴造(統率者)に指名した⁽⁴⁰⁾。これは「戸籍」の語を用いた最も古い記事である⁽⁴⁰⁾。

② 欽明天皇十六年七月四日条：蘇我大臣稻目宿祢・穗積磐弓臣らを遣わして*吉備の五つの郡(県)に直轄領であるミヤケを置き、この広い地域にわたって散在するミヤケを総称して「白猪屯倉」とした⁽³⁹⁾。

*吉備というのは、後の備前・備中・美作を含む地域⁽⁴¹⁾

③ 欽明十七年十月条：大和の高市郡に、百濟人を田部とする大身狭屯倉と、高句麗人を田部とする小身狭屯倉を置いた⁽⁴⁰⁾。

これは戸籍に編貫された渡来人をミヤケの田部に徴発したというものであり、戸籍による徭役の徴発がこの頃から始められたのを示す⁽⁴⁰⁾。

④ 欽明三十年正月一日条：吉備の五郡に白猪屯倉を設置し、ミヤケを耕やす丁(農夫)をさしだす田部(農家)の村を指定して久しい。しかし、白猪屯倉が設置されたころはまだ幼少であったため田部の丁に指名されなかった者たちも、それからすでに十余年を経過してミヤケの耕作に従事できる年齢に達しているのに「籍」(名前のリスト)に漏れて賦課を免れている。そこで渡来人の船史膽津を派遣して白猪屯倉の耕作に従事する田部の「丁籍」を作成させ、これから丁となる男子の名もあわせて記載する戸籍を作成させた⁽³⁹⁾。これによると、欽明三十年に、男を対象とする「丁籍」の作成が、わが国における初の本格的な戸籍の作成であったといえる。

(2) 丁籍とはどのような戸籍だったか⁽⁴²⁾。

(a) 丁籍の古訓と木簡戸籍の存在

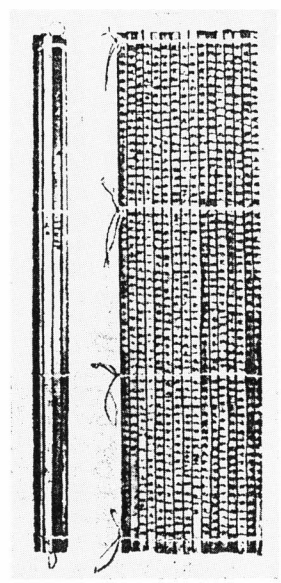
六世紀半ばの『日本書紀』の「戸籍」という漢語の古訓を年代順にみてみると、

- ◎ 顯宗天皇元年（四八五）に「籍帳」をヘノフミタ
- 欽明天皇元年（五四〇）に「戸籍」をヘノフミタ
- 欽明天皇三年（五四三）に「籍」をフミタ
- ◎ 欽明天皇三〇年（五七〇）に「籍」ナノフミタ
- 欽明天皇三〇年（五七〇）に「丁籍」ヨホロのフミタ
- 敏達天皇三年（五七四）に「名籍」ナノフミタ
- 孝德天皇大化元年（六四五）に「戸籍」ヘノフミタ
- 天智天皇天智元年（六六二）「策」フミタ（冊）後述

そこでフミタとは何か、『倭名類聚抄』（一〇世紀半ばのわが国最初の百科事典）によると、簡（不美太）。和名簡札に同じ。民戸の書（戸籍）は、古は「版」を以てし、今は黄紙を以てす。簡札に書するものをすべて「籍」というなり。としている。奈良時代に木簡によって作成された文書は多岐にわたっているが、木簡戸籍は一つも発見されていない。しかし、奈良時代より前に、かつて戸籍を木簡によって作成していた時代があり、それが語り伝えられて『倭名類聚抄』の解説が生まれたのだろう。

紙は、一〇五年に後漢の蔡倫が作ったことになっていたが、最近のシルクロード文物調査によると、紀元前二〇二―一五七ころに中国で紙が作られていたことが明らかにされている。紙の製法が日本に伝わったのは推古天皇十八年（六一〇）に高句麗の僧曇徴によるとされている。したがって、紙が存在しない大和朝廷の時代に作成された戸籍は、間違いなく木簡による戸籍であり、しかもそれはわが国の行政帳簿の先駆けであり、その分量も前述の吉備の白猪屯倉だけでも数万入、丁籍の作成が畿内地方などにおいても行われて

図一五 冊



出所「戸籍時報」372号 28頁

いれば数十万におよぶ膨大なものであったはずであるから、札に書かれた書といえは戸籍であるという認識が大化改新後もずっと語り継がれていたのは当然であろう。

このようにみてくると『日本書紀』の古訓によって、わが国初の戸籍は簡札に書かれた「木簡」であったことは間違いないであろう。そこで次に木簡そのものについて解説しておこう。

(b) 木簡について

もともと「簡」は字形からもわかるように竹筒のことをさし、竹を節ごとに切断して幅を狭く裂き青竹の水気をとるために火あぶり、乾燥させたものに墨書したものであった。木片に墨書したものは「牘」「牒」というのが正しいが、簡の字の平易さから木製のものを「木簡」と呼ぶことにしたのである。なお、日本では竹製の簡はまだ一例も見つかっていない。

(c) 中国の木簡

中国では木（竹）簡が一九〇一年から発見されているが、中国の漢簡の標準的な規格は長さ二三センチ、幅一センチ、厚さ〇・二―〇・三センチである。西晋では戸籍用の簡札は一尺二寸（三〇センチ）を用いるよう定めている。

大宝二年
○御野国味蜂間郡春部里戸籍 正倉院
文書
(継目裏書)

(美濃) (安八)
御野国味蜂間郡春部里大宝二年戸籍

(統修 四)

美濃国戸籍

上政戸国造族石足戸口十三 正十二 少十二 緑見一 并十 正女二 并三	下、戸主石足 年卅三 兵士二 小子二	戸主兄国足 年卅四 正十二	嫡子安倍 年六 小子
戸主弟高嶋 年廿七 兵士	嫡子八十麻呂 年二 緑見	戸主弟久留麻呂 年廿五 正十	
次大熊 年廿 少丁	次広国 年十九 少丁 緑見	次友乎 年十八 少丁	
戸主甥奈世麻呂 年十 小子	戸主母国造族麻奈売 年卅七 正女	戸主妻国造族志邪多女 年卅二 正女	
大熊児阿屋売 年二 緑女			

大日本古文书 卷之一 一頁 活字は当用漢字に書きかえ

簡は、帳簿などのように多くの文字を連続して記載する必要がある場合には、簡を細い麻縄などで綴り合わせて繁々方法がとられる。これを「冊」または「策」といい、冊の字形は木簡を繁々合わせた象形文字である。冊は通常前頁の写真の左のように巻いておくのである。

(d) 丁籍

さて、前述の白猪屯倉で作成された丁籍はどんな籍であったろうか。それは多数の人名を書きあげた名簿であるから冊の形をとったものであるに違いない。それは現存する大宝二年(七〇二)の美濃国戸籍(正倉院文書)によっても証明することができるからである。

図16に美濃国戸籍の一つを例示したが、それによると一行三口で記載されていることがわかる。大宝二年(七〇二)美濃国の戸籍

は、前年の七〇一年に施行の大宝令の新戸籍法によって作成されたものではなく、旧法である飛鳥浄御原令(法文は亡失されている)の戸籍法によったもので、わが国初の全国的戸籍である庚午年籍の後、二十年たつて作られた庚寅年籍の書式を伝世しているといわれる。美濃国の戸籍は、後述の西海道や下総国の戸籍が一行一口であるのに、なぜ一行三口で記載されているのであろうか…。

そこで、四頁の図13と、一〇頁の図15を見てみよう。すると、中国簡は、一つ一つの簡が紐で綴り合わせてあり、各簡は紐で綴り合わせたときに字が見えなくなるのを防ぐために綴り合わせの箇所を空けてあるのがわかる。そのため木簡の一行は一定の長さで区切って三段に別けて書くことになっていたのである。

このことはわが国の丁籍を冊として成卷する際も同様であったと思われ、丁籍の作成にあつた帰化人の船史膽津らは、大陸の様式にならって一行三口の人名を三段に区切って記すことにしたのである。

ところで紙に書かれた美濃国戸籍が三段にわけて人名を記載したのは、大化改新後もしばらく民戸の戸籍が木簡によって作成され、冊に編成されていたため、その名残りとして記載様式が紙の戸籍に採用されたものと思われる。美濃国の戸籍の一行三口という様式については、これまでその理由が分からないとされてきたが、木簡による戸籍の作成が大化前代から行われていたとみることによつて、その謎を解き明かすことができるのである。

ここで戸籍ではないが木簡を編纂した冊が奈良時代の日本に存在していたことは『日本書紀』天智天皇元年五月条にみられる。すなわち、大將軍阿曇比羅夫が一七〇艘を率いて百濟王豊璋らを百濟国に送り、その王位就任式に参列した際、天智天皇が鬼室福信に金泥

で書いた「策」(冊)を贈った記事によって裏づけされる。⁽⁵²⁾
 (一〇頁 上段 一〇行目の条)

四、わが国の古代戸籍制度

1、大化改新と戸籍制度

大化改新の詔によって、わが国ではじめて統一的な戸籍制度が制定され、全国を対象に実施されたことは疑いない。⁽⁵³⁾ しかしながら、戸籍の作成法や書式などについての細かな規定は、『日本書紀』の編纂段階か、またはそれ以前に削除もしくは廃棄されて伝世されていない。したがって大化改新のときに定められた戸籍制度の内容は不明というほかないが関連する改新の詔の条文やその後、出された法令などから、どのような内容の戸籍制度であったか、類推すると次のようになる。⁽⁵⁴⁾

○六世紀半ば以降、吉備の白猪屯倉で作成された木簡による戸籍の様式がそのまま踏襲された。⁽⁵⁴⁾

○大化前代以来の三〇戸と、改新の詔であらたに定められた五〇戸の二通りの戸数からなる戸籍が並存した。⁽⁵⁴⁾

○戸籍は戸口全員を記載するのではなく、白猪屯倉の丁籍の様式を踏襲して、男子だけの戸籍を作成したと思われる。⁽⁵⁴⁾

○計帳(租税台帳)の制度がないため戸籍に税額などが記入されたものと考えられる。⁽⁵⁴⁾

2、庚午年籍の成立

天智天皇九年(六七〇)には、全国一斉に同一規格の戸籍が造られ、これによって国家を支える人民の戸の大部分を政府が直接把握する体制ができ上がり、中央集権体制の確立に大きく寄与したのである。⁽⁵⁵⁾ 画期的な意義をもつ造籍であったため、この戸籍は作成され

た年の干支をとって「庚午年籍」と命名⁽⁵⁵⁾されたが正式には「近江大津宮庚午年籍」といい、施政の根本台帳として大切に保管され、それは大宝元年(七〇一)に制定された大宝令によって永久保存の措置がとられ、以後三百年余にわたって「氏姓」の根本台帳としての役割を果たしていくことになる。⁽⁵⁵⁾ しかし庚午年籍は現存されない。その内容は何も明らかになることができない。ただ、奈良・平安時代の記録のなかに、庚午年籍の記載様式や記事内容を類推できるものがいくつか残されているので、これを手掛りとして、庚午年籍の内容を復原⁽⁵⁶⁾することが試みられているが、本稿では援用しない。

3、庚寅年籍

天武天皇没後(六八六)、その皇后、持統天皇は、すでに鋭意編纂が進められていた令(行政法)二二巻を直ちに施行し、これが世にいう「飛鳥浄御原令」である。律(刑法)の編纂は大幅におくれ、令の施行に間に合わなかったため中国律の中から必要なものをそのまま借用したとみられている。⁽⁵⁷⁾ ところで飛鳥浄御原令は法文の断片すら残っていないため、その詳細は明らかでないが、戸籍法を含む戸令や田令、官員令、礼服令、官位令が含まれていたことは確認されている。⁽⁵⁷⁾

この新戸籍は、人別に賦課する租税台帳と、飛鳥浄御原令によって新たに実施されることになった班田のための台帳を兼ねた戸籍であり、わが国初の本格的な記念すべき戸籍であったため、作成の年の干支をとって「庚寅年籍」と命名された。⁽⁵⁷⁾ 行政に関する詳細な規定をもつ飛鳥浄御原令に依るこの戸籍は、年齢・性別・健康状態による税負担能力の決定、妻帯の有無、戸内の血族関係の記入による相続法の適用など、厳密な人民の掌握が要請された。⁽⁵⁷⁾ また、この

戸籍は庚午年籍以来の身分の変更（奴婢の所有者の移動や天武天皇が定めた八色姓による姓の変化）を記載する重要な戸籍でもあったが、永久保存などの情報を、その後六年ごとに造られる戸籍に書き継ぐことになったためである。

庚寅年籍の書式と記載内容は、前述の美濃国戸籍にみられるときるので、ここでは再掲しない。一一頁のそれを参照されたい。

4、正倉院の現存の戸籍

現存するわが国最古の戸籍は、大宝二年（七〇二）の美濃（岐阜県）の戸籍と、同年作成の西海道（九州地方、残っているのは筑前・豊前・豊後）の戸籍である。美濃国戸籍については前述したので、西海道の戸籍について、みてみると、図一七に示すように、それは西魏（北朝）の計帳（＝戸籍）に戸口記載箇所や集計部が似ているといえる。詳細にみると 男女別、年齢区分（緑・小・少・正・老・耆）別の戸口（家族）集計を行っているのは、中国では北朝の戸籍だけに見られるもので、隋・唐の戸籍にはない。したがってこの記載様式は大化改新によって隋・唐の戸籍制度が導入される前からすでにわが国に導入されていたといえる。

○人名に根麻呂・羊売など生まれ年の干支に因む名前を付けている者が多いこと（図一七下「日本」人名）これは中国北朝の戸籍（図一七上「中国」）が戸口の年齢表記に生まれ年の干支を必ず記載することになってきたことに影響を受けたものと考えられる。

以上のように、大化以前の中国北朝の戸籍記載様式が日本の古代戸籍に継受されているということは、大和朝廷によって施行された戸籍制度が中国北朝の影響を強く受けていることを示している。『日本書紀』によると、六世紀前半の欽明朝において、中国北朝の戸籍を手本に、わが国初の本格的な戸籍を作成したのは、百濟か

ら渡来した漢系の王辰爾と同族の白猪史一族であった可能性がきわめて高いということになる。このことについては前述（九頁下段）した。

5、戸籍の作成と現存

(a) 戸籍の作成

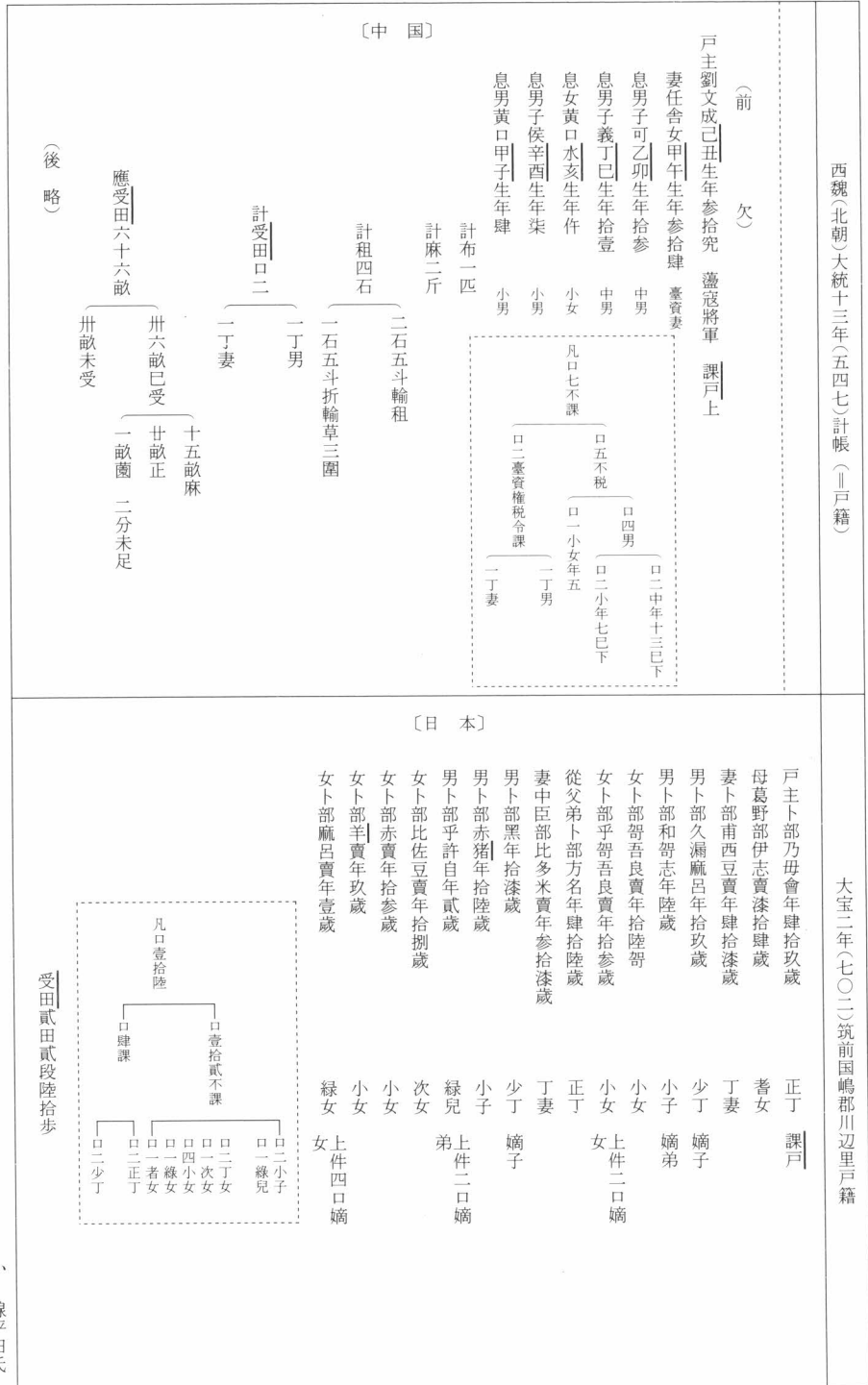
日本では庶民の識字率が低く、京（平城京や平安京）を除く殆どの地域で郡司が戸主に代って手実（戸口調査書）を作成したと思われる。

郡衙で作成した手実＝計帳は国に送られ、国司の勘会（監査）を受けることになっていた。通常の年は戸口統計や公課の集計目録だけが中央に報告され、六年ごとに行われる造籍の年に「計帳」＝「計帳歴名」が中央に提出され、戸籍勘会（監査）の基礎資料とされた。大宝二年筑前・豊前・豊後の戸籍には受田面積が記載されているが、本文と異筆である。それは「現存戸籍の作成は、先ず原本より本文を写しとり、その後でこれと別の原本から受田額を写し、その間に本文校訂を行い、全面に国印を押した後、本文の欠姓部分の追記を逐次行って、その部分の国印を追加していった」と一応推定されている。

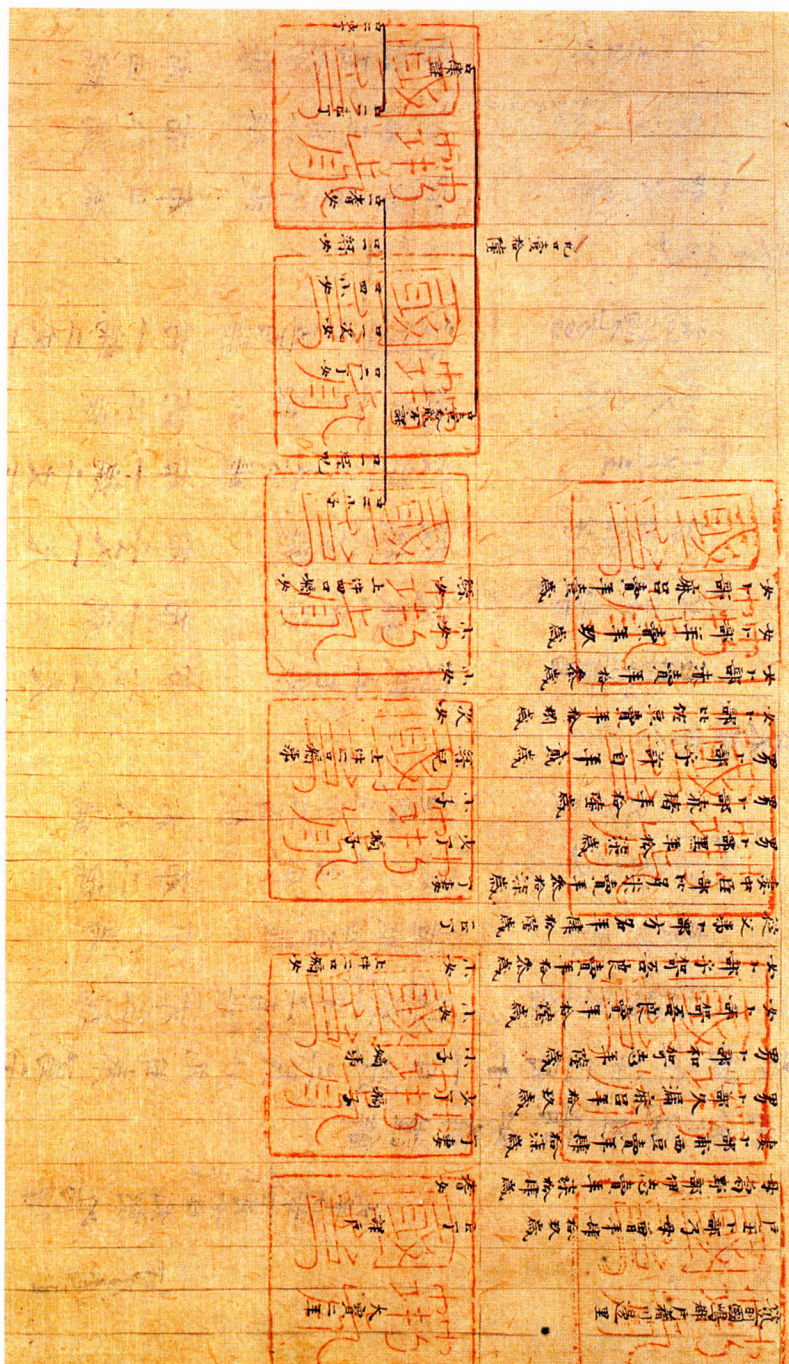
戸籍用紙

正倉院宝物の紙の調査に従われた寿岳文章氏によると、大宝二年の戸籍用紙はいずれもコウゾによる溜漉のもの、美濃の戸籍用紙は西海道の筑前・豊前のものと比較にならないほど優秀で、今日の美濃の紙の優秀性はその歴史が物語るものであるといわれる。なお大宝二年の西海道の戸籍は、黄色に染めた紙に書かれた黄籍であり、前述の中国の戸籍の黄籍の影響を見出すことができる、といわれる。

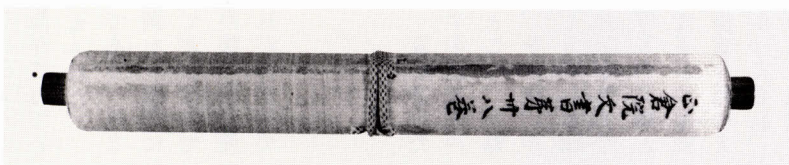
図一 中国西魏戸籍と日本筑前戸籍の比較



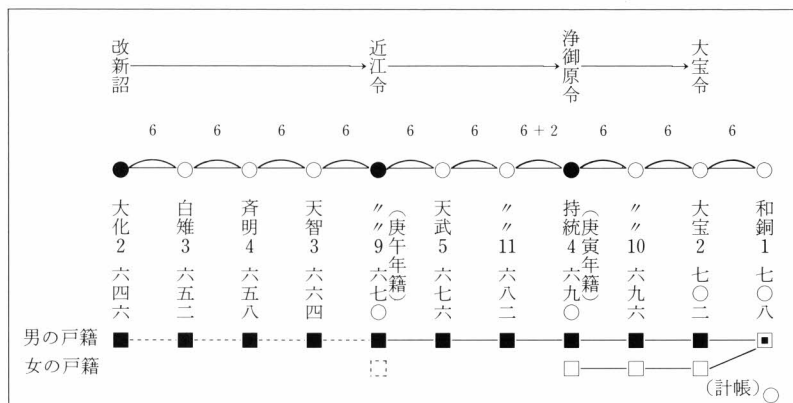
出所 「戸籍時報」371号 14頁



筑前国嶋郡川辺里戸籍 正倉院宝物



図一8 古代戸籍制度の形成過程



出所：「戸籍時報」382号 21頁

*但し中国戸籍の黄籍は庶民の戸籍であったが日本の戸籍は、地域によって黄色に染めた紙を用いたのである。

(b)なぜ現存したか

奈良時代の日本では、紙がまだ大変貴重であったため、法に定められた保存期間(三〇年)を経過して廃棄された戸籍が断簡にされ、紙背文書として国家機関で再利用されたり払い下げられたりして私的な重要書類や経典が作成され、それらの一部がその後も大切に保存されたため戸籍が多数伝えられたのである。なぜ、千年以上も保存されたかとい

うと、日本の場合、中国と異なり土地の私的所有を基軸として存地領主制が展開し、そのため土地の所有を証明する文書(公驗)の保存が不可欠となり、封建制が消滅する明治維新まで大切に保管されたためである。もちろん勅封の正倉院に多数の戸籍が保存されていたことも大きな理由の一つである。このことは拙著でもふれた。

以上、古代戸籍は紙背が利用されたため現存したのである。そこで紙背利用の実際がわかるような大宝二年の戸籍の一例を一五頁に掲げた。この戸籍の積文は一四頁図17の下図にあげておいたので参照されたい。なお、一三頁5、の(a)で述べたように戸籍の受田面積の個所は本文と異筆とされているが、この写真でそれがわかるであろうか。：。わかりにくいように思われる。

む す び

わが国の古代戸籍は、中国からどのように移入され、変容されたのであろうか。それを解明するため、本稿では、まず中国古代戸籍の源流を探り、次に中国古代戸籍の変遷をみてきたところ、戸籍の機能が単なる戸口調査台帳から租税台帳へと変化し、その後、戸籍と計帳の二つに分化したことがわかった。このことはわが国の古代戸籍でも同じである。すなわち当初は税の対象となる男子だけを記載する戸籍でスタートしたが、初の全国的規模での造籍となった庚午年籍では氏姓の確定をするため、はじめて女子が戸籍に記載され、その後、再び男子だけの戸籍に戻ったが、庚寅年籍のとき、男子の戸籍の後に女子の戸籍を付け足す形で戸籍がつけられ、十二年後の大宝二年の戸籍によって、はじめて男女混合して記載する戸籍がつけられるようになる。戸籍から租税原簿が分化して「計帳」が造られるようになるのは、六年後の和銅元年のことである。

律令制国家の基礎である戸籍制度は図18に示すように段階をへて完成していくのである。⁶⁶⁾

(平成二年九月十一日受理)

引用文献

- (1) 岸 俊男：日本古代籍帳の研究 塙書房 四三～四五頁 一九七三年
- (2) 拙稿：続・戸籍制度と氏の変遷 第1報～第8報「戸籍時報」二七六号～二八三号 日本加除出版 一九八一年四月～一月
- (3) 拙著：氏と戸籍の女性史 世界思想社 一九八八年
- (4) 平田耿二：古代の戸籍(一)「戸籍時報」二四九号、日本加除出版 三五頁 一九八七年
- (5) 平田耿二：前掲書 三六頁
- (6) 平田耿二：古代の戸籍(二)「戸籍時報」三五〇号 二三頁 一九八七年
- (7) 平田耿二：前掲書 二四頁
- (8) 平田耿二：前掲書 二五頁～二六頁
- (9) 平田耿二：前掲書 二七頁
- (10) 平田耿二：前掲書 二九頁
- (11) 平田耿二：前掲書 三〇頁
- (12) 平田耿二：古代の戸籍(四)「戸籍時報」三五一号 二二頁 一九八七年
- (13) 平田耿二：前掲書 二二頁
- (14) 平田耿二：前掲書 二三頁
- (15) 平田耿二：前掲書 二四頁
- (16) 平田耿二：前掲書 二六頁
- (17) 平田耿二：前掲書 二八頁
- (18) 池田温：中国古代籍帳研究 三〇五頁
- (19) 平田耿二：前掲書 二九頁
- (20) 平田耿二：古代の戸籍(五) 三五二号 三〇頁 一九八七年
- (21) 平田耿二：前掲書 三一頁
- (22) 平田耿二：前掲書 三二頁
- (23) 平田耿二：前掲書 三四頁

- (24) 平田耿二：前掲書 三七頁
- (25) 平田耿二：前掲書 三八頁
- (26) 平田耿二：前掲書 三六頁
- (27) 平田耿二：前掲書 三九頁
- (28) 平田耿二：古代の戸籍(五)「戸籍時報」三五三号 一二頁 一九八七年
- (29) 平田耿二：前掲書 一五頁
- (30) 平田耿二：前掲書 一六頁
- (31) 平田耿二：前掲書 一八頁
- (32) 平田耿二：前掲書 一九頁
- (33) 平田耿二：前掲書 二〇頁
- (34) 大塚勝美：敦煌発見戸籍残簡を通じてみた東晋、唐、宋時代の戸籍「中国家族法論」所収 御茶の水書房 一三頁～一八頁 一九八五年
- (35) 平田耿二：古代の戸籍(七)「戸籍時報」三五四号 一八頁 一九八七年
- (36) 平田耿二：古代の戸籍(八)「戸籍時報」三五五号 四七頁 一九八七年
- (37) 平田耿二：古代の戸籍(九)「戸籍時報」三六七号 五頁 一九八八年
- (38) 平田耿二：古代の戸籍(十)「戸籍時報」三七〇号 六頁 一九八八年
- (39) 平田耿二：前掲書 七頁
- (40) 平田耿二：前掲書 九頁
- (41) 平田耿二：前掲書 一〇頁
- (42) 平田耿二：古代の戸籍(六)「戸籍時報」三七二号 二三頁 一九八九年
- (43) 坂本太郎ほか校注：「日本書紀」下 日本古典文学大系68 岩波書店 頁数は省略 一九八七年
- (44) 平田耿二：前掲書 二四頁
- (45) 蔡倫より二〇〇年前、最古の紙発見「中国・甘肅省の前漢の墓から、という見出し。一九八六年の古墓の発掘で、山脈、道路などを描いた地図の一部である紙が発見され、それは紀元前二〇二～一五七年の時期と判定している。一九八九年八月四日、中日新聞記事
- (46) 平田耿二：前掲書 二五頁
- (47) 平田耿二：前掲書 二六頁
- (48) 平田耿二：前掲書 二八頁

- (49) 平田耿二：前掲書 三〇頁
- (50) 平田耿二：古代の戸籍(三)「戸籍時報」三八二号 一九頁
- (51) 平田耿二：前掲書 一五頁
- (52) 平田耿二：古代の戸籍(四)「戸籍時報」三七二号 三二頁
- (53) 平田耿二：古代の戸籍(六)「戸籍時報」三七四号 二〇頁 一九八九年
- (54) 平田耿二：前掲書 二四頁
- (55) 平田耿二：古代の戸籍(七)「戸籍時報」三七五号 三九頁 一九八九年
- (56) 平田耿二：前掲書 四六頁
- (57) 平田耿二：古代の戸籍(三)「戸籍時報」三八二号 一八頁
- (58) 平田耿二：古代の戸籍(四)が「戸籍時報」三七一号 一三頁
- (59) 平田耿二：前掲書 一五頁
- (60) 平田耿二：前掲書 二二頁
- (61) 平田耿二：古代の戸籍(六)「戸籍時報」二二頁
- (62) 宮本 救：戸籍・計帳 岡崎敬ほか編『古代の日本9』所収 角川書店 二六二頁 一九七一年
- (63) 寿岳文章：日本の紙 吉川弘文館 六五頁 一九六七年
- (64) 平田耿二：古代の戸籍(二)「戸籍時報」三四九号 三四頁
- (65) 拙著：「氏と戸籍の女性史」 六頁
- (66) 平田耿二：古代の戸籍(三)「戸籍時報」三八二号 二一頁

参考文献

- 宮内庁正倉院事務所：正倉院古文書影印集成一〜四 八木書店 一九八八〜一九九〇
- 正倉院事務所：正倉院の紙 日本経済新聞社 一九七〇

平田耿二氏の「古代の戸籍」の構成は次のようである。

- 第一部 古代戸籍の源流を探る
 - 序 章 はじめに
 - 第一章 古代中国の戸籍制度
 - 第二章 古代朝鮮の戸籍制度
 - 第三章 日本古代戸籍の源流
- 第二部 古代戸籍制度の成立
 - 第一章 大化改新と戸籍制度の成立
 - 第二章 わが国初の全国を対象とした造籍の実施
 - 第三章 天武朝の政治と戸籍
 - 第四章 わが国初の本格的な戸籍の作成
- 第三部 古代戸籍制度の完成
 - 序 章 世界の古代戸籍
 - 第一章 律令の編纂と律令制度の確立
 - 第二章 律令制下の戸籍(計帳)制度

戸籍時報号数

- (一) 一
- (二) 二
- (七) 七
- (八) 八
- (九) 九
- (四) 四
- (三) 三
- (六) 六
- (五) 五
- (二) 二
- (一) 一
- (三) 三
- (四) 四
- (五) 五
- (六) 六
- (七) 七
- (八) 八
- (九) 九
- (一〇) 一〇
- (一一) 一一
- (一二) 一二
- (一三) 一三
- (一四) 一四
- (一五) 一五
- (一六) 一六
- (一七) 一七
- (一八) 一八
- (一九) 一九
- (二〇) 二〇
- (二一) 二一
- (二二) 二二
- (二三) 二三
- (二四) 二四
- (二五) 二五
- (二六) 二六
- (二七) 二七
- (二八) 二八
- (二九) 二九
- (三〇) 三〇
- (三一) 三一
- (三二) 三二
- (三三) 三三
- (三四) 三四
- (三五) 三五
- (三六) 三六
- (三七) 三七
- (三八) 三八
- (三九) 三九
- (四〇) 四〇
- (四一) 四一
- (四二) 四二
- (四三) 四三
- (四四) 四四
- (四五) 四五
- (四六) 四六
- (四七) 四七
- (四八) 四八
- (四九) 四九
- (五〇) 五〇
- (五一) 五一
- (五二) 五二
- (五三) 五三
- (五四) 五四
- (五五) 五五
- (五六) 五六
- (五七) 五七
- (五八) 五八
- (五九) 五九
- (六〇) 六〇
- (六一) 六一
- (六二) 六二
- (六三) 六三
- (六四) 六四
- (六五) 六五
- (六六) 六六
- (六七) 六七
- (六八) 六八
- (六九) 六九
- (七〇) 七〇
- (七一) 七一
- (七二) 七二
- (七三) 七三
- (七四) 七四
- (七五) 七五
- (七六) 七六
- (七七) 七七
- (七八) 七八
- (七九) 七九
- (八〇) 八〇
- (八一) 八一
- (八二) 八二
- (八三) 八三
- (八四) 八四
- (八五) 八五
- (八六) 八六
- (八七) 八七
- (八八) 八八
- (八九) 八九
- (九〇) 九〇
- (九一) 九一
- (九二) 九二
- (九三) 九三
- (九四) 九四
- (九五) 九五
- (九六) 九六
- (九七) 九七
- (九八) 九八
- (九九) 九九
- (一〇〇) 一〇〇